

第二章 学校教育

第一節 通則

○学校教育法

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

Table with 2 columns: 改正 (Revised) and 昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号 (Law No. 26, March 31, 1947). Lists various school types and their corresponding laws.

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十六編 教育 (学校教育法)

第十三章 罰則 (第四百三十三条-第四百四十六条)

第一章 総則
第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とす

第二条 学校は、国(国立大学法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ)及び私立学校法第二条に規定する学校法人(以下学校法人と称する)のみが、これを設置することができる。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に依り、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これら

Table with 2 columns: 平成〇〇年 (Heisei 00) and 昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号 (Law No. 26, March 31, 1947). Lists various school types and their corresponding laws.

第一章 総則(第一条-第十五条)
第二章 義務教育(第十六条-第二十一条)
第三章 幼稚園(第二十二条-第二十八条)
第四章 小学校(第二十九条-第四十四条)
第五章 中学校(第四十五条-第四十九条)
第六章 高等専門学校(第五十条-第六十二条)
第七章 中等教育学校(第六十三条-第六十七条)
第八章 特別支援学校(第六十八条-第七十一条)
第九章 大学(第七十二条-第七十四条)
第十章 高等専門学校(第七十五条-第七十九条)
第十一章 専修学校(第八十条-第八十二条)
第十二章 雑則(第八十三条-第八十五条)

第一条 総則(第一条-第十五条)
第二章 義務教育(第十六条-第二十一条)
第三章 幼稚園(第二十二条-第二十八条)
第四章 小学校(第二十九条-第四十四条)
第五章 中学校(第四十五条-第四十九条)
第六章 高等専門学校(第五十条-第六十二条)
第七章 中等教育学校(第六十三条-第六十七条)
第八章 特別支援学校(第六十八条-第七十一条)
第九章 大学(第七十二条-第七十四条)
第十章 高等専門学校(第七十五条-第七十九条)
第十一章 専修学校(第八十条-第八十二条)
第十二章 雑則(第八十三条-第八十五条)

第二十六編 教育 (学校教育法)
第十四条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十六条 私立学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員、健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他の健康に必要の措置を講じなければならない。

第十七条 文部科学大臣は、前項の規定による報告によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

A (日法九六四・五)

1011

A (日法九六四・五)

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第一項の大学の学科の廃止
三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十六編 教育 (学校教育法)
第十四条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十六条 私立学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員、健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他の健康に必要の措置を講じなければならない。

第十七条 文部科学大臣は、前項の規定による報告によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

第十八条 文部科学大臣は、前項の規定による報告によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

A (日法九五六〇・一)

1014

A (日法九五六〇・一)

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十二條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を實現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調理的発達を促すこと。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを促すこと。

第二十四條 幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を實現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五條 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六條 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七條 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護教諭その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

園長は、園長をつかさどり、所属職員を監督する。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

教頭は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

主任教諭は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどり、並びに指導及び管理をつかさどる主任教諭を置くことができる。

第二十八條 第二十七條第六項、第八項及び第二十七項から第二十七項まで並びに第四十二條から第四十四條までの規定は、幼稚園に準用する。

代えて助教諭又は講師を置くことができる。

学校の長官は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主任教諭を置くことができる。

第二十九條 小学校は、心身の発達に於いて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十條 小学校における教育は、前条に規定する目的を實現するため、必要に応じて第二十一條各号に掲げる目標を達成するよう行われなければならない。

前項の場合においては、生涯にわたる学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を高め、主体的に学習に取り組む態度を養うこと。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に

第二十六編 教育 (学校教育法)

第三十一條 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を努めるものとする。

社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十二條 小学校の修業年限は、六年とする。

第三十三條 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九條及び第三十條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第三十四條 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名称を有する教科用図書を使用しなければならない。

前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等(国家行政組織法(昭和二十二年法律第二十号)第八條に規定する機関をいう。以下同じ)については、政令で定める。

第三十五條 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行つたときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

第二十六編 教育 (学校教育法)

第二十二條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を實現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調理的発達を促すこと。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを促すこと。

第二十四條 幼稚園においては、第二十二條に規定する目的を實現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五條 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六條 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七條 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主任教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護教諭その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

園長は、園長をつかさどり、所属職員を監督する。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

教頭は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

主任教諭は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどり、並びに指導及び管理をつかさどる主任教諭を置くことができる。

第二十八條 第二十七條第六項、第八項及び第二十七項から第二十七項まで並びに第四十二條から第四十四條までの規定は、幼稚園に準用する。

② 小学校には、前項に規定するものほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは栄養教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かなくともできる。

④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が一人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

⑦ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童の教育をつかさどる。

⑧ 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

⑨ 主幹教諭は、校長、副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長、及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

⑩ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に對して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

⑪ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

⑫ 養護教諭は、児童の養護の指導及び管理をつかさどる。

⑬ 事務職員は、事務に従事する。

⑭ 助教諭は、教諭の職務を助ける。

⑮ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

⑯ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

⑰ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護助教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

⑱ 学校の実情に照らし必要があるとき、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

⑳ 第三十九条、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

㉑ 第三十九条、市町村は、適宜と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

㉒ 第三十九条、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

㉓ 第三十九条、市町村は、適宜と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

㉔ 第三十九条、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

㉕ 第三十九条、市町村は、適宜と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

㉖ 第三十九条、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

㉗ 第三十九条、市町村は、適宜と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

㉘ 第三十九条、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

㉙ 第三十九条、市町村は、適宜と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

㉚ 第三十九条、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

㉛ 第三十九条、市町村は、適宜と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

㉜ 第三十九条、市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

㉝ 第三十九条、市町村は、適宜と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

第五十二条、高等学校には、全日制の課程のみを置くことができる。

第五十三条、高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

第五十四条、高等学校は、全日制の課程又は定時制の課程のみを置くことができる。

第五十五条、高等学校は、全日制の課程のみを置くことができる。

第五十六条、高等学校は、定時制の課程のみを置くことができる。

第五十七条、高等学校は、全日制の課程及び定時制の課程のみを置くことができる。

第五十八条、高等学校は、専攻科及び別科を置くことができる。

第五十九条、高等学校は、高等専攻科若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十条、高等学校は、前項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十一条、高等学校は、前項に規定するものほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第六十二条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第六十三条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第六十四条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第六十五条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第六十六条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第六十七条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第六十八条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第六十九条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十一条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十二条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十三条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十四条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十五条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十六条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十七条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十八条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第七十九条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第八十条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第八十一条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第八十二条、高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。



